

用語の定義および基準

【あ行】

用語	定義および基準
ICT (アイシーティ)	(Information and Communication Technology) の略で、情報通信技術のこと。 従来から使われている IT (Information Technology) とほぼ同義語だが、IT の概念をさらに一歩進め、IT = 情報技術に通信コミュニケーション (ネットワーク通信による情報・知識の共有) の重要性を加味した言葉。森林情報や木材生産情報を「見える化」、「共有化」することなどに活用されている。
育成経営体 (いくせいけいえいたい)	相当程度の事業量を確保し効率的かつ安定的な林業経営の実現や、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体。
意欲と能力のある林業経営体 (いよくとのうりよくのあるりんぎょうけいえいたい)	高い生産性や収益性を有し、雇用管理の改善など、育成経営体の登録基準よりも厳しい一定の基準を満たした経営を行う林業経営体。「意欲と能力のある林業経営体」として登録された林業事業体は、森林経営管理法に基づき、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が再委託する林業事業体の候補となる。
育成林 (いくせいりん)	植栽の有無にかかわらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林。 上層、下層等の階層構造に着目して「育成単層林」「育成複層林」に区分し、主として天然力の活用により保全・管理する森林を「天然生林」として区分する。
育成単層林 (いくせいたんそうりん)	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。 従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。
育成複層林 (いくせいふくそうりん)	森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、人為により樹齢や樹高の異なる、複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。 複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。
一貫作業システム (いっかんさぎよしすてむ)	伐採・搬出と連続・並行して地拵え、植栽を実施する作業の仕組み。伐採・搬出に使用した機械を地拵えや苗木運搬に活用し、伐採後、あまり期間を空けることなく植栽をすることにより、地拵えや下刈りなどの省力化、低コスト化が期待できる。

一斉林 (いっせいらん)	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。
人為 (じんい)	植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐、間伐等の保育等の人の手による作業を総称したもの。
インターンシップ (いんた-んしっぷ)	就業前に企業などで「就業体験」すること。 就業希望者は、適性を見極める機会となる。
うっ閉 (うっぺい)	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態をいう(閉鎖)。
エコツーリズム (えこつーりずむ)	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
枝下高 (えだしたこう)	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
NPO (民間非営利組織) (えぬぴーおー(みんかんひえいりそしき))	Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を与えられた特定非営利活動法人(NPO法人)など。営利を目的とせず、社会貢献活動を目的に活動する民間の組織や団体のこと。

【か行】

用語	定義および基準
カーボン・オフセット (か-ぼん・おすせつと)	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に削減努力を行うとともに、削減が困難な排出量について、他の場所で実施した排出削減・吸収量等を購入することなどにより相殺(オフセット)することをいう。 これにより、市民・企業等の自主的な排出削減の促進と排出削減・吸収活動等への資金貢献が期待されている。
オフセット・クレジット(J-VER)制度 (おふせつと・くれじつと(じえいば-)せいど)	環境省が2008年から始めた制度。石油や石炭を、木片などの燃料に変えてCO2排出量を減らしたり、間伐などの森林整備でCO2吸収量を増やしたりした事業者は、認定を受ければ吸収・排出量をクレジットとして売ることができる。 CO2排出量を減らすことが難しい企業は、クレジットを買うことで排出量の全量や一部を相殺(オフセット)することができる。 J-VER: Japan Verified Emission Reduction の略
J-クレジット制度 (じえ-くれじつとせいど)	省エネ設備導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理よりCO2等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。創出されたクレジットを活用するこ

	とにより、低炭素投資を促し、日本の温室効果ガス排出削減量の拡大につなげる。
かかり木 (かかりぎ)	伐倒木が残っている立木にひっかかってしまい地面に倒れ込まないこと。 かかり木は、適正に処理しないと危険である。
カスケード(多段階)利用 (かすけーど(ただんかい)りょう)	資源やエネルギーを利用すると品質が下がるが、その下がった品質レベルに応じて何度も利用すること。 木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等の利用を経て、最終段階では燃料として利用すること。
学校林 (がっこうりん)	自然体験や環境教育などで使用するため、学校が保有する森林。
乾燥材 (かんそうりん)	建築用材などとして使用する前に、あらかじめ乾燥させた木材。木材に含まれる水分を一定の水準まで減少させることにより、寸法の狂いやひび割れ等を防止し、強度を向上させる効果がある。
急傾斜崩壊危険区域 (きゅうけいしゃほうかいきけんくいき)	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、関係市町村長の意見を聞いて、都道府県知事が指定した区域をいう。
胸高直径 (きょうこうちよっけい)	立木材積測定に用いられ、成人の胸の高さの位置の樹木の直径をいう。 通常は地上1.2mの高さである。
クローネ(樹冠) (くろーね(じゅかん))	樹冠のことをいい、樹木の上部に付いている枝と葉の集まりをいう。
森林の機能(森林の持つ多面的機能) (しんりんのきのう(しんりんのもつためんてききのう))	森林の有する様々な機能を「木材等生産」「水源涵養」「山地災害防止」「生活環境保全」「保健文化」の5機能に区分して、森林の機能評価を行い、その結果を森林簿に表示している。
公益的機能 (こうえきてききのう)	森林は木材の生産機能のほか、湧水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源涵養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等、多面的機能を持つ。 森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の4つの機能をいう。
水源涵養機能 (すいげんかんようきのう)	降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能。

<p>山地災害防止機能 (さんちさいがいぼうしきのう)</p>	<p>土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能。</p>
<p>生活環境保全機能 (せいかつかんきょうほぜんきのう)</p>	<p>強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能。</p>
<p>保健文化機能 (ほけんぶんかきのう)</p>	<p>森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等の涵養、および各種文化創作の場とする機能。</p>
<p>公益的機能別施業森林 (こうえきてききのうべつせぎょうしんりん)</p>	<p>森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐採面積の規模の縮小、その他の当該森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林をいう。</p>
<p>保健機能森林 (ほけんきのうしんりん)</p>	<p>森林の保健機能の増進を図るべき森林をいう。</p>
<p>航空レーザー計測データ (こうくうれーざーけいそくでーた)</p>	<p>航空機に取り付けたレーザー測量装置を用いて、地形や樹木の形状を計測したデータで、森林の場合、効率的に樹木の高さ、立木本数、材積等を把握することができる。</p>
<p>更新 (こうしん)</p>	<p>伐採等により樹木等が無くなった箇所に、植林を行うことや自然力の活用等により森林の世代が変わること。 更新方法には、大きく分けて植栽(人工更新)と天然更新の2種類がある。</p>
<p>人工更新 (じんこうこうしん)</p>	<p>人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。</p>
<p>天然更新 (てんねんこうしん)</p>	<p>森林の樹木の世代交代をいう。目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てることである。専ら天然力で後継樹を仕立てることで、種子が発芽して成長する場合(天然下種)と、萌芽が大きくなる場合(萌芽更新)がある。 天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。</p>
<p>萌芽更新 (ぼうがこうしん)</p>	<p>立木を伐採した後の株から発生させた萌芽を成長させて林を更新する方法。 樹種によっては根から萌芽するものもある。</p>
<p>高性能林業機械 (こうせいのうりんぎょうきか)</p>	<p>従来チェーンソーや集材機に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。1台の機械で、多</p>

い)	<p>くの工程を処理するため、単一の工程を能率良く処理できる。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ（伐倒）プロセッサ（玉切り・枝払い）ハーベスタ（伐倒、玉切り、枝払い）タワーヤーダ、スイングヤーダ（集材）、スキッド（集材）、フォワーダ（集材運搬）等がある。</p>
<p>フェラーバンチャ (ふえらーばんちゃ)</p>	<p>樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。</p>
<p>プロセッサ (ぶるせっさ)</p>	<p>林地または土場で、伐採木の枝払い、玉切りと、それらの丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。</p>
<p>ハーベスタ (はーべすた)</p>	<p>伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。</p>
<p>タワーヤーダ (たわーやーだ)</p>	<p>移動や架設が容易なように、タワー（架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱）と集材機が一体となっている移動式架線集材車輜。</p>
<p>架線集材 (かせんしゅうざい)</p>	<p>空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端などに集める方法。</p>
<p>スイングヤーダ (すいんやーだ)</p>	<p>タワーヤーダの仕組みを応用し、建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブーム（バックホウ等）を装備する集材機。</p>
<p>スキッド (すきだ)</p>	<p>装備したグラップル（油圧シリンダーによって動く一対の爪）により、伐倒木をけん引式で集材する、集材専用トラクタ。</p>
<p>フォワーダ (ふおわーだ)</p>	<p>玉切りした丸太を、グラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。</p>
<p>国有林 (こくゆうりん)</p>	<p>森林法第 2 条第 3 項に規定され、国が所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第 10 条第 1 号に規定する分収林である森林をいう。</p>
<p>混交林 (こんこうりん)</p>	<p>2 種類以上の樹種からなる森林で、単純林（一斉林）に対するものである。混交林は、性質の異なった樹種、例えば針葉樹と広葉樹（針広混交林）が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。</p>
<p>コンテナ苗 (こんてななえ)</p>	<p>特殊な形状の容器で栽培した根鉢付き苗のこと。育苗作業の効率化や植栽可能時期の延長、植付作業の効率化などや通常の苗（裸苗）に比べて短期間に大量に生産できる利点がある。</p>
<p>混牧林 (こんぼくりん)</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第 3 条第 2 号に規定される「主として木竹の生育に供され、従として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」をいう。混牧林は林業と畜産の複合利用を意図したもので、農用地とし</p>

	でも扱われる。
--	---------

【さ行】

用語	定義および基準
サーマルリサイクル (さーまるりさいくる)	廃棄物を焼却時に発生する熱エネルギーを活用して発電や温水や冷暖房に利用すること。
材積 (ざいせき)	木材や樹木の体積をいい、 m^3 (立方メートル)で表す。
里山林 (さとやまりん)	居住地区近くに広がる森林。薪炭材の伐採、落葉の採取などを通じて地域住民に利用されている、あるいは、利用されていたもの。
サプライチェーン (さぶらいちえーん)	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながり。生産や調達などに柔軟に対応することで、需要の見通しに対応した生産など、適正な生産体制を整えられる。
砂防指定地 (さぼうしていち)	砂防法第 2 条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。 森林施業については、5ha 以上伐採する場合は知事の許可が必要となっている。
山地災害危険地区 (さんちさいがいきけんちく)	集中豪雨等で山腹崩壊、土石流、地すべり等が発生する恐れのある山腹面や溪流等を、林野庁が定める調査要領に基づき調査し、地形や地質等から危険度を判定して指定した地区。 なお、荒廃の形態によって、「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の 3 種類に区分される。
自家用林 (じかようりん)	森林法第 10 条第 1 項第 7 号に規定される「普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他林産物の採取の目的に供する森林」で北海道では 2ha 以内、北海道以外では 1ha 以内で指定される。伐採する場合は伐採届出書の提出は不要。
試験研究の目的に供している森林 (試験研究林) (しけんけんきゅうのもくてきにきょうしているしんりん)	試験研究のために具体的な施業等が予定されている森林であり、かつ市町村森林整備計画に記載のある標準的な森林施業の方法と著しく異なる取扱いを行う森林のこと。 森林法第 10 条の 4 に規定される地域森林計画としての摘要の除外が必要な場合は、森林所有者が、森林法施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣に申請することとなっている。
自然環境保全地域 (しぜんかんきょうぜんちいき)	「福井県自然環境保全条例」に基づき、自然公園に含まれない地域で、県が優れた自然環境を有する地域を保全することを目的で指定している地域。
自然公園	自然公園法及び福井県立自然公園条例において、指定されてい

(しぜんこうえん)	る自然公園。 自然公園内には特別保護地区、第1・2種特別地域等の区域指定がある。
指定施業要件 (していせぎょうようけん)	保安林において、立木の伐採の方法及び限度並びに伐採後の植栽方法、期間及び樹種を指定する要件のこと。
JAS 認定 (じゃすにんてい)	Japanese Agricultural Standard の略で、日本農林規格のこと。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく、農・林・水・畜産物及びその加工品の品質保証の規格。その規格を満たすことを証するマーク(JASマーク)を当該農林水産物などに表示できる制度。
樹種 (じゅしゅ)	木材となる木の種類のことを言う。代表的な物に、スギ、ヒノキ、ナラ、アカマツ、ブナなどが挙げられる。樹種によって、木目や色の他、性質などもそれぞれ異なった性質を持つ物である。
収量比数 (しゅりょうひすう)	林分密度管理図に示されている最多密度曲線に平行して示される線のこと、ある平均樹高の時、その林分がもてる最大の幹材積に対する割合をいう。
針広混交林 (しんこうこうりん)	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。
薪炭林 (しんたんりん)	燃料用の木材を採取する目的の林で、広葉樹の萌芽更新によって更新される森林である。
森林 (しんりん)	森林法第2条1項で規定する森林をいう。 ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹 イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地(ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く)
人工林(じんこうりん)	人工造林(人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法)によって仕立てられた林。
天然生林 (てんねんせいりん)	主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。 従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。
竹林 (ちくりん)	竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林及び笹類は、計画対象森林から除外する。
未立木地 (みりゅうぼくち)	一時的に林木の成立していない林分又は樹木が生育していても、樹冠の投影面積が30%以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。

<p>更新困難地 (こうしんこんなんち)</p>	<p>岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。</p>
<p>森林経営管理制度 (しんりんけいえいかんりせいで)</p>	<p>平成 31 年 4 月に施行された森林経営管理法に基づく新たな制度。森林の適切な管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者の意向により、経営管理を市町村に委託したうえで、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託し、適していない森林については、市町村が自ら管理を行う。</p>
<p>経営管理権集積計画 (けいえいかんりけんしゅうせきけいかく)</p>	<p>森林経営管理法に基づき、市町村が作成する計画で、経営管理が行われていない森林において、森林所有者の同意の下、地域の状況等を踏まえ、経営管理の内容について明らかにしたもの。</p>
<p>森林計画区 (しんりんけいかくく)</p>	<p>森林法第 7 条第 1 項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で 158 流域、福井県では越前、若狭の 2 森林計画区がある。</p>
<p>森林計画制度 (しんりんけいかくせいど)</p>	<p>国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで、森林の経営を規制する制度。 具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。</p>
<p>森林・林業基本計画 (しんりん・りんぎょうきほんけいかく)</p>	<p>「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第11条に基づき、政府が策定する計画。 森林及び林業施策の基本方針、森林の持つ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、日本政府が講ずべき施策が明記されており、概ね 5 年ごとに見直される。</p>
<p>全国森林計画 (ぜんこしんりんけいかく)</p>	<p>農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について 5 年ごと 15 年を 1 期として立てる計画。</p>
<p>森林整備保全事業計画 (しんりんせいびほぜんじぎょうけいかく)</p>	<p>農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せて5年ごとにたてる計画。 全国森林計画に掲げる森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の目標や成果指標等を定めるもの。</p>
<p>地域森林計画 (ちいきしんりんけいかく)</p>	<p>民有林を対象として、森林計画区毎に都道府県知事が全国森林計画に即して 5 年ごと 10 年を 1 期として立てる計画。</p>

	都道府県は、地域森林計画と併せて、民有林の森林・林業行政の指針を定めた計画を作成するための帳簿や図面等の関係資料（森林簿、森林計画図、森林基本図等）を整備している。
編成 （へんせい）	地域森林計画を作成する業務のこと。森林調査を行い、森林簿等を作成し、地域森林計画書を作成するまでの一連の業務をいう。
森林簿 （しんりんぼ）	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊である。
森林計画図 （しんりんけいかくず）	1/5,000の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と1対1の関係にある。
森林基本図 （しんりんきほんず）	空中写真等の図化成果を用いて作成した1/5,000の地形図のこと。
国有林の地域別の森林計画 （こくゆうりんのちいきべつしんりんのしんりんけいかく）	民有林の地域森林計画と同じ森林計画区にて、国有林を対象に森林管理局長が樹立する5年ごと10年を1期とする計画。
市町村森林整備計画 （しちょうそんりんせいびけいかく）	森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画。
森林経営計画 （しんりんけいけいけいかく）	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託者が面的にまとまりをもった森林に対し、単独又は共同で森林施業に関する5ヶ年の計画を作成し、市町村の認定を受けるもの。
森林公園 （しんりんこうえん）	森林空間を利用し、森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場として提供している公園。
森林サービス産業 （しんりんサービスさんぎょう）	従来の登山やアウトドアにとどまらず、リラクゼーションや健康寿命延長などの場として森林を捉え、健康・観光・教育等の多様な分野で森林空間を活用して、都市住民や外国人等呼び込み、山村地域における新たな雇用と収入機会を生み出す新たな産業として、林野庁が提唱している。
森林セラピー （しんりんせらびー）	森林や森林を取り巻く環境などを総合的に活用した森林浴などのレクリエーション活動や、リハビリテーション、カウンセリングをはじめとした医療活動など、心身の健康の回復・維持・増進を図るための取組み。
森林情報管理システム （森林GIS） （しんりんじょうほうかんりしずてむ（しんりんじーあいえす））	個別に活用・管理していた森林簿の属性情報と森林計画図の地図情報をGISにより一体的に利用できるようにしたシステム。
GIS （じーあいえす）	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の図面情報と、文字・数値情報を、総合的に管

	理、分析、処理するシステム。
森林所有者 (しんりんしょゆうしゃ)	森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に所有し、および育成することができる者」をいう。
森林整備 (しんりんせいび)	森林施業とそのために必要な施設(林道など)の作設、維持を通じて森林を育成すること。
森林整備法人 (しんりんせいびほうじん)	「分収林特別措置法」第9条の規定により、造林または育林の事業及び分収方式による造林または育林の促進を行うことを目的とする「民法」第34条の規定により設立された法人。
森林施業(施業) (しんりんせぎょう(せぎょう))	目的とする森林を育成するために行う造林、保育(下刈り、除伐、間伐等)、伐採等の、一連の森林に対する人為的な働きかけのこと。
造林 (ぞうりん)	現在ある森林に対し手を加えることにより、目的に合った森林の造成を行うこと。
再造林 (さいぞうりん)	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。 多くは、針葉樹人工林の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽。
拡大造林 (かくだいぞうりん)	天然林の伐採跡地又は原野等に人工造林を行うことで、多くは広葉樹天然林から針葉樹人工林へ転換すること。
保育 (ほいく)	植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の成育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。
下刈り (したがり)	植栽した幼齢の造林木の、生育を妨げる雑草木を刈り払う作業。 一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施する。
除伐 (じょばつ)	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。
枝打ち (えだうち)	完満な材を作るため、計画的に下枝の一部を幹に沿って、ナタや鋸等で除去する作業をいう。 枝打ちの目的は、材の付加価値を高めることや病虫害の防止等の外、林内に光を入れ、下層植生を生育させ、公益的機能の発揮を目指すことである。
つる切り (つるきり)	下刈りを終了した後に、つる植物を切ることで、クズ、フジ、アケビ等のつる植物が植栽木に巻き付く場合、ナタや除草剤でこれらを除去する作業をいう。
間伐 (かんばつ)	育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態(うっ閉状態)になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。間伐を行うことにより森林の公益的機能の維持・増進を図ることができる。
保育間伐 (ほいくかんばつ)	育成段階の森林を、適正な密度にするよう間伐するが、間伐材を利用しないものをいう(切捨ての間伐)。
列状間伐	間伐の方法のひとつ。選木基準を定めずに、伐採や搬出に都合が

	(れつじょうかんばつ)	良いように一定の間隔で単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
主伐 (しゅばつ)	皆伐 (かいばつ)	森林の林木の全部あるいは大部分を一時に伐採し、収穫する方法。
	小面積皆伐 (しょうめんせきかいばつ)	大面積でまとまりのある森林を小面積に分けて皆伐する方法。
	択伐 (たくばつ)	森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。 伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。
		利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。 伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
森林総合監理士 (フォレスター) (しんりんそうごうかんりし (ふおれすたー))		平成23年7月に閣議決定された「森林・林業基本計画」において、森林・林業の再生に向けた取組を実現していくため、施業の集約化、路網の整備、必要な人材の育成を軸とした各種施策の基本的な方向が位置づけられた。 平成24年4月に森林法施行規則及び林業普及指導員試験実施要領を改正し、林業普及指導員資格試験に新たに地域森林総合監理の試験区分が設けられた。 森林法施行規則第89条に規定する林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格し、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を適確に実施する者。
森林土壌 (しんりんどじょう)		森林植生の成立の基盤となっている土壌であり、また、森林植生の影響下で土壌生成が行われた土壌。
	褐色森林土 (かっしょくしんりんど)	最も広く分布する森林土壌で、BD型（適潤性褐色森林土）に代表されるようにスギ、ヒノキ人工林や広葉樹林が生立している。
	ポドゾル (ぼどぞる)	主として寒冷な湿潤な高標高域の針葉樹林帯に出現し、酸性が強いため、土壌中の鉄やアルミニウムが溶脱し、下層に集積する。土層の一部が灰白色を呈し林木の生長は悪い。
	グライ (ぐらい)	地下水の影響を受けて水が停滞し、青灰色を呈する土壌で、湖沼や湿地に多く出現し、林木の生長は悪い。
	黒ボク土 (くろぼくど)	火山山麓などにみられる、火山放出物の風化堆積層の上部に暗褐色ないし黒色を呈する非泥炭質の腐食が集積した土壌。物理

	性は良好だが、養分の保持能力は比較的小さい。
森林認証 (森林認証制度) (しんりにんにんしょう) (しんりにんにんしょうせいど)	適切に管理されている森林を第三者機関が認証し、その森林から生産される木材製品にラベル付けをすることで、消費者がこれらの商品を選んで購入できるようにし、環境に配慮した森林利用を進める仕組みのこと。 世界で、いくつかの考証プログラムが開発され、実施されており主に、森林の管理・経営の認証と、木材・木製品の生産・加工・流通過程の認証で構成されている。
F S C (エフ・エス・シー)	森林管理協議会 (Forest Stewardship Council)。1993年に発足した世界的規模の森林認証制度を運営する機関。
森林の土地の所有者届出制度 (しんりんのとちのしょゆうしゃとどけでせいど)	平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった場合、市町村長への事後届出が定められた。
森林面積 (しんりんめんせき)	立木地 (人工林、天然林) 竹林、無立木地 (伐採跡地、未立木地) および更新困難地の面積の総和をいう。
森林病虫害 (しんりんびょうがいちゅう)	森林を形成する樹木を侵す有害菌及び有害昆虫の総称。
松くい虫被害 (まつくいむしひがい)	長約1mmの「マツノザイセンチュウ」がマツノマダラカミキリ等に運ばれてマツ類の樹体内に侵入することにより、マツ類を枯死させる現象 (マツ材線虫病) である。
松くい虫 (まつくいむし)	一般に、マツを枯らす線虫 (マツノザイセンチュウ) を媒体するマツノマダラカミキリのこと。
ナラ枯れ (ならがれ)	「ナラ枯れ」は、体長5mm程度の甲虫である「カシノナガキクイムシ」がナラやカシ類等の幹に侵入して、「ナラ菌」を樹体内に持ち込むことにより、樹木を集団的に枯死させる現象 (ブナ科樹木萎凋病) である。
カシノナガキクイムシ (かしのながきくいむし)	コナラ・ミズナラなどの内部まで穿孔して繁殖する昆虫の一種。被害を受けた木は枯れることがある。
森林法 (しんりんほう)	明治30年に制定され、昭和26年に全面的に改正され新たに公布された森林行政の基本法典である。内容は、総則、森林計画等、保安施設、土地の使用、森林審議会、雑則からなり、森林計画では基本となる法律である。 近年では、平成10年に、伐採届や森林施業計画の認定が市町村へ移行する改正があり、平成13年に、重視する機能に応じて森林を3区分して整備を推進するよう森林計画制度等が改正された。

	平成 23 年に「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため改正され、森林所有者がその責務を果たし、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、措置された。
森林立地 (しんりんりっち)	森林の生育に影響を与える環境因子(土壌、地形、気象、生物等)を総合して森林立地という。
森林・林業基本法 (しんりん・りんぎょうきほんほう)	森林の持つ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意のもとに進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成 13 年 7 月に、それまでの「林業基本法」を改正して成立された。
水源涵養地域 (すいげんかんようちいき)	「福井県水源涵養地域保全条例」に基づき、県が指定した地域。
スマート林業 (すまーとりんぎょう)	少ない人材を「次世代の林業の担い手」として育成し、IT 技術を駆使して森林管理を「可視化」することにより、安全面でもコスト面でも多角的に効率のいい経営ができる取組み。
製材 (せいざい)	丸太や原木などを鋸挽きした木材製品のこと。挽き材とも呼ばれ、建築に使用されるものが最も多く、家具や建具、土木、梱包、造船、車両などにも使用される。 製材は、用途別に 22 品目が定められており、針葉樹の構造用製材の日本農林規格では、針葉樹の構造用製材の等級、寸法、含水率が定められている。一方で、日本農林規格とは異なる区分も存在する。
合板 (ごうはん)	丸太から薄くむいた板(単板 = ベニヤ)を、繊維(木目)方向が直行するように交互に重ね、接着したもの。
集成材 (しゅうせいざい)	板材(ラミナ)を繊維(木目)の方向が平行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。柱材等の構造用集成材と、階段材、床材等の造作用集成材とに大別される。
ラミナ (らみな)	集成材を構成する板材のこと。
単板積層材(LVL) (たんぱんせきそうざい(えるぶいえる))	丸太から薄くむいた板(単板)の繊維(木目)の方向を揃えて接着したもの。家具、建具、構造材などに使用。
直交集成板(CLT) (ちようこうしゅうせいばん(しーえるていー))	ひき板又は小角材をその繊維方向をほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主としてその繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し 3 層以上の構造をもたせたもの。(直交集成板の日本農林規格より)
パーティクルボード (削片板) (ぱーていくるぼーど(さくべ	木材を細かく切削し、これに接着剤を添加して熱圧した板状の製品。家具、建築等に利用。

んばん))	
ファイバーボード (繊維板) (ふあいばーぼーど(せんいばん))	木材繊維に接着剤を添加して整形した板状の製品の総称。比重により、硬質繊維板(HB)、中質繊維板(MDF)、軟質繊維板(IB)に区分される。
成長量 (せいちょうりょう)	樹木がある期間に成長した量のこと。通常は樹幹材積の成長した量(材積成長量)をいう。ある1年間の成長量を「連年成長量」、現在までに成長した量を「総成長量」という。(総成長量=連年成長量のn年間の合計)対して、「平均成長量」とは、総成長量をn年間で割った1年あたりの平均の成長量のことである。(関連;「標準伐期齢」)
施業の勧告 (せぎょうのかんこく)	森林法第10条の10に基づき、森林所有者等が市町村森林整備計画に従って施業していないと認められる場合は、市町村長が勧告出来る制度である。 なお、要間伐森林の施業が適切に行われない場合は勧告、調停裁定の制度がある。
施業の集約化 (せぎょうのしゅうやくか)	林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行い、経費の低コスト化を図ることが可能。
施業プランナー (せぎょうぷらんなー)	提案型集約化施業の業務を行うもの。施業プランナーは、森林所有者に代わって、水源涵養機能や木材生産機能など市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づいた面的なまとまりを持つ計画である森林経営計画を作成する。
素材生産 (そざいせいさん)	立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。
素材生産事業者 (そざいせいさんじぎょうしゃ)	立木を伐り倒して用途に合った長さの素材(丸太)を生産する事業者。
疎密度 (そみつど)	樹冠疎密度をいい、林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率をいう。 3/10未満の場合は、無立木地として扱っている。

【た行】

用語	定義および基準
第二種特定鳥獣管理計画 (だいにしゅとくていとうじゅうかんりけいかく)	生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画。

<p>管理捕獲 (かんりほかく)</p>	<p>増えすぎた野生鳥獣を適正な生息数とするため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき策定した第二種特定鳥獣管理計画に基づいて行う捕獲をいう。</p>
<p>地域森林計画対象森林 (ちいきしんりんけかくたいしゅうしんりん)</p>	<p>森林法第 2 条で規定する森林のうち、同条 3 項に規定する「国有林」及び同法第 10 条の 4 に規定する「適用除外森林」並びに地域森林計画制度の運用について(林野庁長官通達平成 3 年 7 月 25 日 3 林野計第 294 号)で定める森林を除いた民有林で、同法第 5 条で規定する森林。</p> <p>ア 「国有林」とは、立木竹とその土地の所有が国である場合(立木竹のみの所有が国の場合を含む。)および林野庁以外の省庁が所有する森林をいう。</p> <p>イ 「適用除外森林」とは、試験研究の目的に供している森林であって農林水産大臣の指定するものおよび、宗教法人法第 3 条の境内地の森林をいう。</p> <p>* 地域森林計画の対象としない森林(長官通達)</p> <p>ア 孤立した 0.3ha 以下の森林</p> <p>イ 市街地区域内の森林および都市計画区域において用途地域として定められている森林で隣接の森林と施業上の関連を有しないもの。</p> <p>ウ 公共道路、鉄道等森林以外の用に供される森林</p> <p>エ 立地、公害防止等に関する協定で締結した森林で、知事が対象外とすることが適当と認めた森林</p> <p>(ただし、上記ア～エにかかわらず、公共投資の対象となったもの、保安林保安施設地区又は指定が計画されているもの、林地保全、生活環境保全上特に留意すべき森林は地域森林計画対象森林とする。)</p>
<p>地域森林計画対象内森林 (ちいきしんりんけいかくたいしゅうないしんりん)</p>	<p>森林法第 5 条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする森林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。</p>
<p>地域森林計画対象外森林 (ちいきしんりんけいかくたいしゅうがいしんりん)</p>	<p>森林法第 2 条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない森林をいう。</p>
<p>地域林政アドバイザー制度 (ちいきりんせいあどばいざーせいど)</p>	<p>市町村や都道府県が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援</p>

いど)	を図るもの。
地況 (ちきょう)	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
地位 (ちい)	林地の材積生産力を示すものである。樹種毎に40年生時の樹高を示して地位指数として表すこともある。
地利 (ちり)	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
地球温暖化対策推進大綱 (ちきゅうおんだんかすいしんたいこう)	京都議定書において日本が約束した温室効果ガスの削減目標(6%)を達成するために、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部で策定された日本政府の大綱。平成14年3月に見直され、日本において、森林による吸収量1,300万炭素トン(対基準年総排出量比3.8%)程度を確保することなどが盛り込まれた。なお、平成17年2月に京都議定書が発行したことにより、全面施行となった改正地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの上で策定された京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)においても、森林吸収源対策による「3.8%」分の確保が位置付けられている。
地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策 (ちきゅうおんだんかぼうししんりんきゅうしゅげんじゅっかねんちさく)	地球温暖化対策推進大綱に基づき、日本の森林による二酸化炭素吸収量を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定した、森林整備・保全や吸収量の報告・検証体制強化等に関する10年間の対策。
京都議定書目標達成計画 (きょうとぎていしよもくひょうたっせいけいかく)	「地球温暖化対策推進法」に基づき、京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めたもの。日本国内の森林経営による吸収量として1,300万炭素トン程度の吸収量を確保することを目標と位置付けたほか、温室効果ガスの排出源対策、森林整備等の吸収源対策、京都メカニズムの活用など、目標達成のための対策・施策などを明らかにしている。
温室効果ガス (地球温暖化) (おんしつこうかがす (ちきゅうおんだんか))	地球から宇宙への赤外線放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の温度を上昇させる(地球温暖化)効果を有する期待の総称。代表的な物に、二酸化炭素(CO ₂)、メタンガス(CH ₄)、一酸化窒素(N ₂ O)などがある。これらの排出には、人間の生活、生産活動が大きく関与している。
蓄積 (ちくせき)	林分の材積の総量を指し、森林簿では小班ごとに整数のm ³ 単位で表している。
鳥獣害防止森林区域 (ちょうじゅうがいぼうしんりんくいき)	鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域。

長寿命化計画 (ちょうじゅみょうかけいかく)	今後、老朽化の進行が見込まれる治山・林道施設等の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、施設の点検・診断結果に基づき、個別施設毎に具体的な対応方針を定めた計画。
長伐期施業 (ちょうばつきせぎょう)	高い林齢で主伐する施業のことをいうが、おおよそ標準伐期齢の2倍以上の林齢で主伐する場合をいう。
長伐期施業森林 (ちょうばつきせぎょうしんりん)	市町村森林計画で定める森林の区域の一つで、この森林に指定されると、主伐年齢の下限値が標準伐期齢の2倍となり、長伐期施業が義務づけられる。 高山市において長伐期施業森林を指定する場合は、保健環境林又は水源保全林の一部が対象となる。
将来木施業 (しょうらいぼくせぎょう)	個体に焦点を当て、質の高い大径木を短期間で育てるための施業で、長伐期施業を進めるための一つの方法である。
ツーバイフォー工法 (枠組壁工法) (つーばいふぉーこうほう(わくぐみかべこうほう))	木材で組まれた枠組みに構造用合板を打ち付けた壁、床等で荷重を支える木造建築工法の一つ。 枠組みとして多く使われる製材の呼称寸法が厚さ2インチ、幅4インチであるためツーバイフォー(2×4)工法と呼ばれている。
天然乾燥 (てんねんかんそう)	機械を使わず自然に任せた乾燥法。 色ツヤは保持されるが、部留まりが悪く、乾燥に長時間かかる。
天然更新補助作業 (てんねんこうしんほじょさぎょう)	自然の力で種子の散布や切り株から新芽が生えて生育し、世代交代を助ける作業のこと。種子の発芽を促すため、地表のかき起こしや根株に密生した若芽(萌芽枝)を切って本数を減らして整理する作業がある。
特に帯状に残すべき森林 (とくにおびょうにのこすべきしんりん)	森林の遮蔽性を維持する観点から、択伐を行うよりも、帯状に森林を保存しつつ、主伐を行う森林をいい、市町村森林整備計画で指定する場合は、森林と人との共生林の範囲となる。
特定広葉樹 (とくていこうようじゅ)	地域独特の景観や多様な生物の生息、生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として、市町村森林整備計画で定める樹種をいう。 主に地域の森林に生育する広葉樹の中から定める。特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林を指定する場合は、保健環境林の中となる。
特定苗木 (とくていなえぎ)	増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木
特用林産物 (とくようりんさんぶつ)	森林から生産される産物のうち、一般の木材以外のもの。 きのこ類、樹実類、山菜類、木炭、竹など多岐に渡っている。
ドローン	遠隔操作または自動操縦により飛行する無人の航空機で、森林・

(どろーん)	林業分野では、山地災害調査、鳥獣害対策、森林資源調査などに活用されている。
--------	---------------------------------------

【な行】

用語	定義および基準
中目材 (なかめざい)	丸太の末口径（丸太の梢側の切り口）が20～28cmの木材。
二次林 (にじりん)	原生の森林が伐採され、その後萌芽等により天然力で復した森林をいう。植生遷移の2次遷移からいう。

【は行】

用語	定義および基準
バイオマス（ばいおます）	「再生可能で生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」と定義される。例えば、木質のバイオマスは、太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源として注目される。
木質バイオマス（もくしつばいおます）	木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。林地残材、製材工場の端材、住宅解体材などの種類がある。
林地残材 (りんちざんざい)	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外に搬出されない間伐材等、林地に放置される残材。
木質バイオマス発電 (もくしつばいおますはつでん)	木質バイオマスを燃やしてタービンを回し発電する仕組み。発電方法は、製材端材や木質チップを直接燃焼させて発電させる「蒸気タービン方式」と、木質バイオマスをガス化して燃焼させる「ガス化-エンジン（ガスタービン）方式」に分かれる。
木材チップ (もくざいちっぷ)	木材を切削した小片。木材チップの原料は、主に、素材（原木）、工場残材、林地残材、解体材・廃材（建築発生木材）の4つに分けられる。
ペレット (べれっと)	おが粉等を15mm程度の小さな円筒状に成形したもので、ストーブ・ボイラーの燃料として使用される。
伐期（伐期齢） (ばつき（ばつきれい）)	（林分が完全な成長をして、施業目的に従い成熟期に達して）主伐によって収穫する時期（林齢）をいう。
標準伐期齢 (ひょうじゅうんばつきれい)	標準的な立木の主伐時期に関する指標であり、標準的な立地条件にある森林の平均生長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能や森林の構成を勘案して定める主伐期の基準である。森林資源の増進を図るため、標準伐期齢に達するまでは

	主伐を見合わせる。ただし、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。
伐採跡地 (ばっさいあとち)	樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地及び天然林伐採跡地に区分する。
伐採の届出 (ばっさいのとどけで)	<p>森林法第10条の8第1項の規程により、森林所有者等は、地域森林計画対象森林を伐採する場合は、あらかじめ市町村長へ伐採届出書を提出しなければならないことをいう。平成13年度の森林法改正により、伐採及び伐採後造林の届出書となり、伐採計画に加え、伐採後の造林の方法別面積、植栽樹種別の面積、本数の記載が義務づけられた。</p> <p>また、平成24年度の森林法改正により、無届で伐採を行った場合の伐採中止命令や造林命令が措置されたことに加え、罰金も30万円から100万円に引き上げられるなど厳格化された。</p> <p>さらに、平成29年度の森林法改正により、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った森林所有者等は、届出書に基づいて森林の立木の伐採(主伐)及び造林をしたときは、市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告をすることとなった。</p>
伐採及び伐採後の造林計画の変更命令 (ばっさいおよびばっさいこのぞうりんけいかくのへんこうめいれい)	森林法第10条の9に基づき、提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数が市町村森林整備計画に適合しない場合は、市町村長が届け出者に伐採及び伐採後の造林計画の変更を命じることができる。
伐採及び伐採後の造林計画の遵守命令 (ばっさいおよびばっさいこのぞうりんけいかくのじゅんしゅめいれい)	森林法第10条の9に基づき、森林所有者等の行う伐採や伐採後の造林が提出された伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採面積、伐採方法、伐採林齢及び造林方法、樹種、植栽面積、本数に従って行われていない場合は、市町村長は伐採及び伐採後の造林の計画の遵守を命令することができる。
ふくい「一押し」の逸品 (ふくいのいちおしのいっぴん)	人気が高まってきている農産物や地域の伝統野菜など29品目を福井市が選定したもの。
ふくいの恵み (ふくいのめぐみ)	市内事業者の魅力ある農林水産加工食品を福井市が認定したもの。
ふくいの未来の森林づくり推進協議会 (ふくいのみらいのもりづくりすいしんきょうぎかい)	<p>地域の森林資源の活用を促進し、生産者へ利益を還元する「循環の輪」を確立することを目的に、林産物の生産、流通、販売関係者、建築・建設関連団体、行政関係者、学識経験者が参画し令和元年9月に設立した協議会。</p> <p>生産や利用に係る情報共有・調査研究、生産体制の整備、流通・</p>

	販売の拡大の検討、担い手の育成、普及啓発等の検討を行っている。
複層林施業 (ふくいそりんせぎょう)	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の林冠(複数の樹冠により構成)を形成するため、複層林という。層が2段の場合は2段林、多数にわたる場合は多段林という。
(樹下植栽) (じゅかしょくさい)	複層林を造成するときに、上層木の下に下層木を造成するために行う植栽。
(受光伐) (じゅこうばつ)	複層林を造成するときに、下層木の成長を促すため、光を入れるように上層木を抜き伐ることをいう。
不在村森林所有者 (ふざいそんしんりんしゅゆうしや)	所有する森林とは別の市町村に居住する個人、または主たる事務所のある法人。
プレカット (ぶれかっと)	住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を工場であらかじめ加工すること。
林地台帳 (りんちだいちょう)	市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や地番、測量の実施状況などの情報を整備した台帳。
ふくい木育基本方針 (ふくいもくいくきほんほうしん)	木の持つ魅力や、森林が重要な役割を担っていることへの関心と理解を深めてもらうため、こどもをはじめとするすべての市民が、木材や木製品との触れ合いを通して学ぶ活動や森林体験等を通じて森林の働きを学ぶ活動等の取組を『ふくい木育』とし、今後の目指すべき方向性を示すもの。
(森林環境教育) (しんりんかんきょうきょういく)	森林内での様々な体験活動を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深めることにより、森林と人々が共生する社会の実現に向けた取組を推進する教育活動。
(ふくい木育) (ふくいもくいく)	こどもをはじめとするすべての市民が『木とふれあい、森から学ぶ』本市の取組。こどもの頃から木を身近に使い、森に親しみ、木や森からの学びを通じて、本市の森林に誇りと愛着を持ち、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことであり、森に携わる人を育むことにつながる取組み。
(木育) (もくいく)	市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動。
分収林制度 (ぶんしゅうりんせいど)	森林の土地所有者と造林または保育を行う者の2者、あるいは、これらに費用負担者を加えた3者契約を結び、植栽や保育等を行い、伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合う制度。分収林は、植栽の段階から契約を結ぶ「分収造林」と育成途上の森林を対象に契約を結ぶ「分収育林」がある。
官行造林	公有林野等官行造林法(大正9年7月27日法律第7号)に基づき、

(かんこうぞうりん)	市町村有の林野に国費で造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。この法律は昭和36年5月19日に廃止されたが、県下に1,892ha存在する。
保安林 (ほあんりん)	森林の有する水源涵養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り目的の機能の維持・増進を図る森林であり、農林水産大臣または県知事により指定され、伐採や土地の形質の変更が制限される。 保安林種類は17種有り福井県には10種類の保安林がある。
特定保安林 (とくていほあんりん)	指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの。
法正林思想(ほうせいりんし そう)	19世紀半ばにドイツで提唱され、保続経営(経営を持続するための収穫の永続)を可能とする目標林を示したものの。毎年の成長量に見合う材積の立木を伐採、収穫し、その跡に再造林することで、持続可能な森林経営が実現される。主に皆伐作業の保続性に基づいて樹立された理論。 法正状態を維持するためには、以下の4つの条件を必要とする。 法正齢級分配(伐期までの各齢級の林分が同面積ずつ存在すること) 法正林分配置(各林分の位置的関係が互いに支障のないこと) 法正蓄積(毎年、均等な材積収穫ができる森林であること) 法正成長量(法正蓄積による成長量) ただし、実際の森林経営は、木材の需要量や木材価格、災害などに大きく左右されやすく、この理論を長期間にわたり実践することは、難しかった事が事実。
法正林 (ほうせいりん)	毎年一定した収穫の出来る要件を完備した森林のことをいう。
保続 (ほぞく)	収穫が毎年連続してあることをいう(収穫の保続)林業経営が連続的に出来ることを保続経営ともいう。
保護樹帯 (ほごじゅたい)	積雪の圃行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう。
母樹(ぼじゅ)	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹のことをいう。林業種苗法および同法施行令により母樹の種類や樹種、取扱いなどが定められている。

<p>特定母樹 (とくていぼじゅ)</p>	<p>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 2 条第 2 項において、特に優良種苗を生産するための種穂の採取に適する樹木であって、成長に係る特性の特に優れたものを農林水産大臣が指定したもの。</p> <p>特定母樹の指定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長量は、在来の系統と比較して 1.5 倍以上の材積 ・材の剛性は、同様の林分の個体の平均値と比較して優れていること ・幹の通直性は曲がりがないか、曲がりがあっても採材に支障がないもの ・花粉量が一般的なスギ・ヒノキのおおむね半分以下
<p>保残木施業 (ほりんぼくしうぎょう)</p>	<p>一定量の立木を均等に残して伐採する方法。</p>

【ま行】

用語	定義および基準
<p>魅力ある森林景観スポット (みりょくあるしんりんけいかんすぽっと)</p>	<p>地元では知られているが、全国的には広く知られていない民有林内の魅力ある森林のスポットを、「癒し」「眺望」「荘厳」「燦き」の 4 つのカテゴリーに区分して選定するもの。</p>
<p>民有林 (みんゆうりん)</p>	<p>個人、会社、学校、財産区、社寺などや、県・市町村などの地方公共団体の所有する森林であり、国有林と区別される。個人等と分収契約により森林総合研究所(旧緑資源機構)が行っている森林整備地も民有林であり、本書、福井市森林整備計画は、この民有林を対象に樹立する計画である。</p>
<p>無垢材 (むくざい)</p>	<p>塗料や接着剤等を使っていない状態の製材品。</p>
<p>面積 (めんせき)</p>	<p>森林の面積は通常 ha 単位で表す。森林簿では小数点以下第 2 位まで表している。</p>

【や行】

用語	定義および基準
<p>山元立木価格 (やまもとりゅうぼくかかく)</p>	<p>立木の状態での樹木の販売価格。一般には、丸太の市場価格から伐採、搬出等に必要の軽費を控除して計算された幹の材積 1 m³ 当たりの価格。</p>
<p>有用広葉樹 (ゆうようこうようじゅ)</p>	<p>用材などの利用を目的とする広葉樹種。</p>

用材 (ようざい)	構造材、建築用材、家具用材を指す。
要間伐森林 (ようかんばつしんりん)	間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、市町村長が指定し、森林所有者に通知する。
要整備森林 (ようせいびしんりん)	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
要転換森林 (ようてんかんしりん)	広葉樹林の植栽や天然更新等により、樹種の転換を図る針葉樹人工林をいう。市町村森林整備計画で指定する場合は、森林と人との共生林の範囲内となる。

【ら行】

用語	定義および基準
リスクアセスメント (りすくあせすめんと)	事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順のこと。
流域管理システム (りゅういきかんりしすてむ)	流域を基本的な単位として、その流域内の市町村、林業・木材産業等の様々な関係者による協議・合意のもとで、森林整備から木材の生産・加工・流通にわたる川上から川下までの連携を進め、民有林と国有林を通じて適切な森林整備と林業、木材産業の活性化を総合的に展開しようとする取り組み。
立木 (りゅうぼく)	森林法では土地に生立している木竹のことをいう。
立木度 (りゅうぼくど)	森林の植栽の密度を数値化したもの。現在の林分の本数を当該林分の期待成立本数(10,000本/ha)で割り、10分率で表したものの。 幼齢林(おおむね15年生未満の林分)においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率により表す。立木度3は、期待成立本数の10分の3である状態。
立木密度 (りゅうぼくみつど)	単位面積当たりに生立している木の密度をいう。密度は、本数で表す場合が多い。
立木葉枯らし処理 (りゅうぼくはらがらししより)	奈良県吉野郡川上村の梶本修造氏が提唱している付加価値向上の施業方法。根元付近の幹に突っ込み切りをして立木のまま乾燥させる。美山町森林組合が公益社団法人ふくい農林水産支援センターと連携し講習会を開催するなど研究を進めている。
林家 (りんか)	林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。 「権原」...民法上、ある行為をすることを正当化する法律上の原因。権利の原因

林況 (りんきょう)	林種、樹種、林齢、胸高直径、樹高、本数、材積、成長量等の要素を一括して林況という。
林業経営体 (りんぎょうけいえいたい)	林地の所有、借入、分収造林契約などにより、森林施業を行う権原を有する世帯、会社など。
林業事業体 (りんぎょうじぎょうたい)	他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。
林業普及指導員 (りんぎょうふきゅうしどういん)	従来 of 林業専門技術員と林業改良指導員の資格を一元化し、平成 17 年 4 月から都道府県に設置された職員。高度で多用な技術・知識をより適確に林業の現場に普及していくために、専門の事項についての調査研究と森林所有者等への普及指導を併せて実施する。
林業労働力確保支援センター (りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、委託事業の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業を合理化、雇用管理の改善を支援している。
輪尺 (りんじゃく)	樹木の直径を測定する道具で、2 本の脚とそれと直角な尺度（スケール）からなる。
林相 (りんそう)	森林を構成する樹種、林齢、大きさなど表される森林の姿をいう。
林地 (りんち)	森林の土地の部分をいうが、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
針葉樹林 (しんようじゅりん)	針葉樹の胸高断面積合計が 75% 以上の林地をいう。
広葉樹林 (こうようじゅりん)	広葉樹の胸高断面積合計が 75% 以上の林地をいう。
林地生産力 (りんちせいさんりょく)	森林資源データ（森林簿）に記載された成長量で判断することができる。また、森林資源データ（森林簿）に記載された地位、または現地の樹高を計測して判断することができる。
林道密度 (りんどうみつど)	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、通常は m/ha で示す。なお、林道に林内に存在する一般道路を加えたものの密度を林内道路密度といい、同様に m/ha で示す。
林班（林小班） (りんぱん（りんしょうはん）)	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で分けたものを「林班」といい、通常 50ha 程度で設定する。数字で表す。林班内を所有者、林相、林齢、樹種、法令等の異なるごとに細かく分けたものを「小班」といい、数字で表す。小班数が多い場合は、天然地形等で 5ha 程度に小班をまとめたものを「準林班」といい、1、2、3 で表す。これらをまとめて林小班と呼ぶ。

林分 (りんぶん)	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみを指す場合は、「林木」という。
林木 (りんぼく)	林分を構成している樹木のことをいう。
齡級 (れいきゅう)	ある一定の年齢の幅に林齢をまとめたものをいう。1 齡級を 5 年とし、アラビア数字を用い 1 年生から 5 年生までを 1 齡級、6 年生から 10 年生までを 2 齡級とし、以下順次 3、4 齡級とする。
林齢 (りんれい)	林分が成立して経過した年数をいうが、人工林は、更新年度（植栽した年度）を 1 年生と数えるので、通常 3 年生の苗木を植栽するため、樹齡（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齢とする。
路網 (ろもう)	森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせた状態をいう。森林施業を効率的に行うために、また高性能林業機械を用いた作業仕組みを成功させるために、路網の整備が重要となる。
林道 (りんどう)	木材を主とする林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。 森林施業の実施に必要な路網の骨格となり、一部は一般車にも利用される道
林業専用道 (りんぎょうせんようどう)	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する道をいう。普通自動車（10 トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。
森林作業道 (しんりんさぎょうどう)	林道等の支線として特定の者が集材・運材・森林施業のために利用する道。主として林業機械（2 t 積み程度の小型トラックを含む）が走行可能な規格・構造を有する。
作業道 (さぎょうどう)	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格（幅員 3m 程度）の作業用道路。

参考、出典：森林・林業白書ほか

本表は、関連する語句を含めて整理しているため、本文中に無い用語もあります。
(赤字はプラン掲載の用語、黒字は関連する用語です。)